（貸借対照表に関する注記）

第百二十七条　（略）

２　（略）

３　（略）

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ　債権のうち第二百四条第一項第一号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額（イを除く。）

ロ～ニ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあっては、イを除く。）

イ　債権のうち第二百四条第一項第二号ヘ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

ロ・ハ　（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百四条　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　組合の有する債権（別紙様式第一号の二(1)又は第二号(1)中の貸借対照表の社債（当該社債を有する組合がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第一号ハ(2)において同じ。）、貸出金、外国為替、その他の信用事業資産（連合会にあっては、その他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。次条第一号ハ(2)において同じ。）をいう。(3)において同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額

(i)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(i)において同じ。）

(ii)　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(i)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(ii)において同じ。）

(iii)　三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(iii)において同じ。）

（貸借対照表に関する注記）

第百二十七条　（略）

２　（略）

３　（略）

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ　貸出金のうちリスク管理債権（第二百四条第一項第一号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げる貸出金をいう。）の合計額及びその内訳

ロ～ニ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあっては、イを除く。）

イ　貸付金のうちリスク管理債権（第二百四条第一項第二号ヘ(2)(i)から(iv)までに掲げる貸付金をいう。）の合計額及びその内訳

ロ・ハ　（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百四条　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(i)　破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。(ii)において「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(i)において同じ。）に該当する貸出金

(ii)　延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(ii)において同じ。）に該当する貸出金

(iii)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(iii)において同じ。）に該当する貸出金